

## (9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

境港市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金43,848円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成25年3月19日

#### (2) 事故発生場所

境港市中海干拓地地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、道路脇で後退した際、後方の注意を怠ったため、道路脇に置かれていた和解の相手方所有の農機具に接触し、同農機具を破損させたものである。